

## 仕様書

以下、社会福祉法人恩賜財団済生会支部栃木県済生会宇都宮病院を「委託者」、事業者を「受託者」とする。

### (事業開始時期及び準備期間)

売店の運営開始日は令和7年4月から令和7年7月の間に受託者、委託者は協議し、決定する。また、準備期間は委託者と受託者の間で締結する契約書の締結日から運営開始日の前日までとする。

準備期間は、受託者が委託者から貸付けを受けたスペースの内装工事、設備整備、什器・備品・消耗品の整備、業務従事者の確保、教育・訓練、販売品の納入など、運営開始にあたって支障のないよう体制を整える期間とする。

正規に開店するまでの期間において受託者及び委託者は協議し、仮設店舗を運営すること。

### (運営条件)

#### ① 営業日

365日

#### ② 営業時間

下記を最低営業時間とする。ただし、最低営業時間以上の営業時間への時間変更は委託者及び受託者が協議の上、決定できるものとする。

月曜～金曜 7:00～21:00 土曜 7:00～18:00(毎月第二土曜日は病院休診日)

病院休診日 9:00～18:00

#### ③ 取扱商品

利用者の嗜好に幅広く対応すると共に、入院患者の生活必需品に配慮した品揃えを行うこと。市中で営業している売店店舗と同等のサービス及び病院としてふさわしいサービスとすること。

(例:飲食物(弁当おにぎり、パン、乳飲料等)、菓子、新聞雑誌類、日用雑貨、パジャマ、紙おむつ、下着類、当院の要請に応じた医療衛生材料等、郵便切手・はがき類、収入印紙の販売、郵便ポストの設置、宅配の取り扱い等)

#### ④ 販売を禁止するもの

アルコール類、たばこ及びその他療養に適さないものならびに賞味期限間際や傷物の商品

#### ⑤ 精算方法

店舗において電子マネーによる精算方法の導入やプリペイドカードの発行など、キャッシュレスに向けたサービス内容とすること。

⑥ 売上実績額の正確な記録

売上に係る使用料の算定基礎となる、毎月の売上実績額を POS システム等により正確に記録すること。

⑦ 免責事項

店舗内で発生した損害、トラブル、その他の事項に関して委託者はいかなる責任を負わず、補償を行わない。

⑧ その他

イートインコーナーは原則、売店店舗で購入した食品を飲食できるスペースとするが、利用者が持ち込んだ食品の飲食も可能とする。

(貸付場所、貸付期間及び賃借料等)

- ① 契約有効期間は 10 年間とする。但し、契約有効期間満了の6ヶ月前までに委託者、受託者のいずれかにより、契約を更新しない旨の書面による通知がなされた場合を除き、契約有効期間満了の翌日から更に1年間の契約を同一の条件で更新することを可能とする。
- ② 貸付場所は下記のとおりとする。(別表 1 図面赤枠内を参照)

店舗種別	面積
売店(1階 倉庫含む)	約 231.10 m <sup>2</sup>
イートインスペース (1階 売店横・喫食コーナー)	約 85.92 m <sup>2</sup>

③ 賃借料

賃借料の支払は月額とする。

賃借料は、基本賃料に加算賃料(前月売上実績に一定の料率を乗じた額)を加えた額とする。(基本賃料及び加算賃料率は提案に基づく)

項目	基本賃料	加算賃料
賃借料	受託者提案による	受託者提案による

#### ④ 原状回復

契約有効期間満了等に伴い業務を終了したときは、契約有効期間内に原状回復を行うこと。

原状回復に要する経費は受託者の負担とする。

仮設店舗の原状回復に要する経費は受託者の負担とする。

#### (廃棄物の回収・運搬)

① 廃棄物の搬出・処理は受託者において実施すること

② 宇都宮市の廃棄処理の基準に従って適切に処理すること。

#### (清掃等)

① 貸付場所及び使用機器・食器類等に係る環境を常に良好に保ち、整理整頓および清掃を徹底すること。また、病院から要請があった場合は速やかに対応を図ること。

② 本事業の排水が病院の排水に影響を与えないように適切に管理すること。

#### (衛生管理)

① 食中毒等の事故が発生しないよう、食品衛生法等の関係法令を遵守し、衛生管理、感染対策を徹底すること。

② 衛生管理及び清掃に関する計画書を作成し、病院に提出すること。

③ 中毒疑い例が発生した場合のマニュアルを作成し、該当事例が発生した場合は、速やかに病院へ報告すること。

#### (経費負担区分)

運営に要する経費負担区分は別表 2 費用負担区分のとおりとする。

#### (損害賠償)

① 受託者は、その責に帰する理由により、借入物件の全部又は一部を滅失し、又は棄損したときは、その滅失又は棄損による物件の損害額に相当する金額を病院に損害賠償として支払うこと。ただし、物件を受託者の負担において原状回復したときはこの限りではない。

② 前記①に定める場合のほか、契約時に定める義務を履行しないため、病院に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を病院に損害賠償として支払うこと。

(業務内容の見直し)

運営事業の内容については、準備期間中に委託者と協議の上、条件等の見直しに応じること。本仕様書及び契約書に記載のない事項に関して疑義が生じた場合は、委託者ならびに受託者とで協議すること。

(その他)

- ① 業務遂行に適用される法令等を遵守すること。
- ② 受託者は業務遂行にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、業務従事者に対して個人情報保護の徹底に関する研修等を実施すること。
- ③ 準備期間中の仮設店舗の出店に関して可能な限り協力すること。